

(社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会  
第6回 LLW埋設施設検査方法分科会 (F15SC)  
議事録

1. 日時 2008年9月18日(木) 13:30~16:30
2. 場所 日本原燃 物産ビル別館 6階 第1会議室
3. 出席者 (順不同, 敬称略)  
(出席委員) 新堀(副主査), 雨宮, 上田, 河西, 河村, 後藤, 小山, 平川, 宮本, 山本,  
吉原(11名)  
(代理出席委員) 増田(京谷代理), 明里(山田代理), 吉澤(兵藤代理)(3名)  
(欠席委員) 川上(主査), 河上, 金子, 久田, 吉森(5名)  
(常時参加者) 庭瀬, 金子(岳), 小野, 新保, 大内, 関口, 栗津, 中瀬, 山田, 山本,  
中村, 佐久間(12名)  
(欠席常時参加者) 枝松, 廣永(2名)  
(事務局) 谷井
4. 配布資料  
F15SC6-1 第5回LLW埋設施設検査方法分科会議事録(案)  
F15SC6-2 標準委員会の活動  
F15SC6-3-1 ピット処分施設の施設検査方法(仮称)(案) 箇条1~箇条4  
F15SC6-3-2 ピット処分施設の施設検査方法(仮称)(案) 箇条5  
F15SC6-3-3 ピット処分施設の施設検査方法(仮称)(案) 附属書A  
F15SC6-参考1 施設検査方法標準構成(案)
5. 議事
  - (1) 出席委員, 資料の確認について  
事務局より, 委員19名中, 代理委員を含めて14名の出席があり, 決議に必要な委員数(13名以上)を満足している旨の報告があった。
  - (2) 前回議事録の確認について  
吉原幹事より, F15SC6-1により, 前回の議事録(案)の説明があり, 承認された。
  - (3) 標準委員会の活動について  
事務局より, F15SC6-2に沿って, 標準委員会の活動状況等について説明があった。

#### (4) 人事について

##### a. 常時参加者の承認

事務局より、中瀬辰男氏、山田善之氏 2 名の常時参加者の承認について、全会一致で承認された。

#### (5) ピット処分施設の施設検査方法（仮称）標準（案）（箇条 1～箇条 4）について

F15SC6-3-1 のピット処分施設の施設検査方法（仮称）標準（案）（箇条 1～箇条 4）について中瀬常時参加者から説明が行われた。

- p. 3 のピット内充てん材は、土砂等でのいいのか？ p. 13 の埋設地の陥没防止とのつながりが不明瞭である。  
⇒ 法令によれば“土砂等”であり問題ないが、陥没防止とのつながりについては明確化を図る。
- 安全審査の基本的考え方にもとづくのであれば、コンクリートピットについては、第 2 段階までではないか？ また、移行抑制、覆土等の箇所でも、L 1 の標準案に引っ張られた記載が散見されることから確認のこと。  
⇒ L 1 と L 2 で長期の考え方が異なるので、整理して再度検討する。
- ピット処分の定義について、法令で規定されている最新の定義とするべきである。  
⇒ 拝承。
- 施工段階とは、具体的にいつからいつまでなのか？ 明確にした方がよいのではないか。  
⇒ 施設の建設開始から覆土施工完了までと考えており、明確化できないか検討する。
- 文章中に“・・・が望ましい”という部分があるが、そのことが必要なのか否か不明瞭。  
⇒ 記載内容を吟味して、曖昧な表現とならないようにする。
- 別途検討されている“低レベル放射性廃棄物の埋設後管理方法”標準の引用方法を考えた方がよい。  
⇒ 当該標準の引用方法については、当該標準と本標準のとりあいを含め検討し、適切な引用とするよう検討する。
- 総放射エネルギーについては、本施設検査方法の範疇となるのか？  
⇒ 現行の L 2 施設においては、国による総放射エネルギーの確認は、廃棄確認申請ではなく施設確認の段階で行われている。確認方法としては、廃棄体に含まれている放射性物質の種類、放射エネルギーの記録による確認であり、廃棄体の定置後でない埋設設備での総放射エネルギーが確認できないことから施設確認の段階で実施されている。

上記を受け、今回、本標準の範疇としてご説明したが、他の標準との取り合いや本標準の適用範囲を踏まえ再度検討する。

- p. 12 の“なお、覆土には、透水性が要求される場合もある。”としているが、低透水性ではないか？また、“なお”のつづきがないと、その場合、どうするのかわからない。例えば、低透水性とは限らないのであれば、“線量評価で設定した透水性・・・”という言い方もできる。  
⇒ 検討する。
- p. 14（本体）の“・・・総放射エネルギー以下とすることが設計要件である”としているが、設計要件ではなく、前提条件ではないか？  
⇒ 検討する。
- コンクリートピットの設置地盤は、対象外なのか？検査項目としては、重要と認識している。  
⇒ p. 8（本体の解説）に“必要な場合もある”としている。本体への記載の有無については検討する。
- p. 2（本体の解説） “政令濃度上限値以下・・・”で改行した方がよい。  
⇒ 拝承。
- p. 2（本体の解説）“その後・・・の策定等を踏まえ・・・”で、第2次中間報告以降の原子力安全委員会の報告等については、“等”で読めばよいのか？  
⇒ そのとおりである。

#### （6）ピット処分施設の施設検査方法（仮称）標準（案）（箇条5）について

F15SC6-3-2のピット処分施設の施設検査方法（仮称）標準（案）（箇条5）について山本常時参加者から説明が行われた。

- P2 解説について、「最大放射能濃度を超えないことについては本標準の対象外であるが、・・・総放射エネルギーについては確認対象である。」に修正する。
- P3 5.1.2は5.2.1に修正する。
- P4 設置位置の「垂直方向」はL1と整合を図ること。
- P4 遮へいの確認項目である乾燥密度は絶乾条件での確認が必要か？  
⇒ 確認する。
- P4 鉄筋の品質・加工及び組立ては品質及び配筋に修正の方がよいのでは？  
⇒ 拝承
- P4 解説 雨水等の有無を雨水等の除去に修正のこと。
- P4 コンクリートピットの構造計算書を附属書で付ける必要があると思うが、どうか。⇒ 検討する。
- P5 仕上がり状態の「寸法」には、許容誤差等も含めた幅を持たせる方がよいのではないか？⇒ コンクリート関連の附属書に日常の品質管理について記載す

- P5 解説 仕上がり状態の「確認方法」と「確認時期」は言葉が逆になっているので修正のこと。⇒ 拝承
- P5 解説 コンクリートの補修について記載する必要があるのではないか？  
⇒ 検討する。
- P6 解説 占領評価を線量評価に修正のこと。⇒ 拝承

(7) ピット処分施設の施設検査方法（仮称）標準（案）（附属書）について

F15SC6-3-3 のピット処分施設の施設検査方法（仮称）標準（案）（附属書）について山本常時参加者から説明が行われた。

- 附属書の位置づけを明確にした方がよい。  
⇒ 附属書は、「参考」と「規定」に分けているので、それに対応する。
- P1 直接線量及び効イオン線量に対しての線量目標値  $50 \mu\text{Gy}/\text{年}$  についても注記すること。⇒ 拝承
- P3 分かりやすくするため、モデル図を入れる方がよい。⇒ 拝承

6. 今後の予定

次回の分科会は、10月17日（金）AMを予定（仮決め）。

以 上